

限度額認定証の手続きはお早めに

8月からは新しい限度額認定証が必要です

▼限度額認定証（認定証）とは

医療費が高額になる場合、医療費の支払いを一定額（限度額）で済ませることができる制度です。申請月の1日から適用され、有効期限は7月31日です。

▼更新のお知らせを送付します

国民健康保険被保険者で、すでに認定証の交付を受けている人に、7月上旬に認定証の更新のお知らせと交付申請書を送付します。

※後期高齢者医療被保険者で、すでに認定証の交付を受けている人は手続き不要です。対象者には7月下旬に認定証を送付します。

申請方法

【受付先】 国保年金課または保原を除く各総合支所市民福祉係

【持参するもの】

身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）、保険証、マイナンバーのわかるものをご持参の上、国保年金課または各総合支所市民福祉係に申請をしてください。※別世帯の代理人が申請する場合は委任状が必要です。

申請対象

- ① 70歳未満の国民健康保険被保険者
- ② 70～74歳の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人
- ③ 70～74歳の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、住民税非課税世帯の人

▼国民健康保険加入者（70歳未満）の自己負担限度額（月額）

所得区分 (基準総所得額※1)	限度額（外来または入院）		食事代 (1食)
	1～3回目(年)	4回目以降(年)	
901万円超	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円
600万円超～901万円以下	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
210万円超～600万円以下	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
210万円以下	5万7,600円	4万4,400円	
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円	210円(※2)

※1：基準総所得額 = 前年の総所得額等 - 基礎控除 33万円

※2：91日以上入院した場合は、申請により、申請した月の翌月1日から160円

▼国保高齢受給者（70～74歳）、後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額（月額）

※所得区分が下表の黄色の部分に該当する人は、申請が必要です

所得区分 (課税所得)	負担区分	限度額		食事代 (1食)
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位) 1～3回目(年) 4回目以降(年)	
690万円以上	3割	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円
380万円以上		16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
145万円以上		8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
一般	2割 (※5)	1万8,000円 (年間上限： 14万4,000円)	5万7,600円	210円(※2)
低所得者Ⅱ(※3)		8,000円	2万4,600円	
低所得者Ⅰ(※4)			1万5,000円	

※3：住民税非課税世帯（低所得者Ⅰを除く）

※4：住民税非課税世帯で、必要経費や基礎控除などを差し引いた所得が0円となる世帯（年金収入は80万円まで）

※5：後期高齢者医療制度加入者は1割

申請前に確認を

- ・国民健康保険税の滞納がある場合
- ・世帯内に所得未申告の人がいる場合



認定証を交付できない場合があります。必ず所得申告をした上で申請してください。

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証をお送りします

現在お使いの国民健康保険高齢受給者証（以下、高齢証）と後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、7月31日①です。8月1日②以降は、新しく交付する高齢証や保険証を医療機関に提示してください。

書類が届いたら確認を

新しい高齢証や保険証が届いたら、氏名や住所などの記載内容を必ず確認してください。記載内容が異なる場合は、国保年金課にご連絡ください。有効期限が切れた高齢証や保険証は、各総合支所市民福祉係、または国保年金課にご返却ください。

視覚障害の等級が1～3級の人には保険証に点字シールを貼ってお送りします。1～3級以外で点字シールを希望される人は、国保年金課へお申し出ください。

医療費の自己負担割合

令和2年中の市県民税の課税標準額（市県民税算定の基礎となるもので、所得合計金額から各種所得控除したも）や収入を基に判定します。

国民健康保険高齢受給者

保険証と高齢証を両方提示することで2割または3割負担となります。

後期高齢者医療制度被保険者

1割または3割負担となります。ただし、3割負担の人でも、申請により国民健康保険高齢受給者証は2割、後期高齢者医療被保険者証は1割負担となる場合があります。

該当する可能性がある人には、申請書を送付しますので、必要事項を記入して国保年金課に提出してください。負担割合の変更は、申請日の翌月から適用されます。

後期高齢者医療保険料

8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

納付方法を確認しましょう

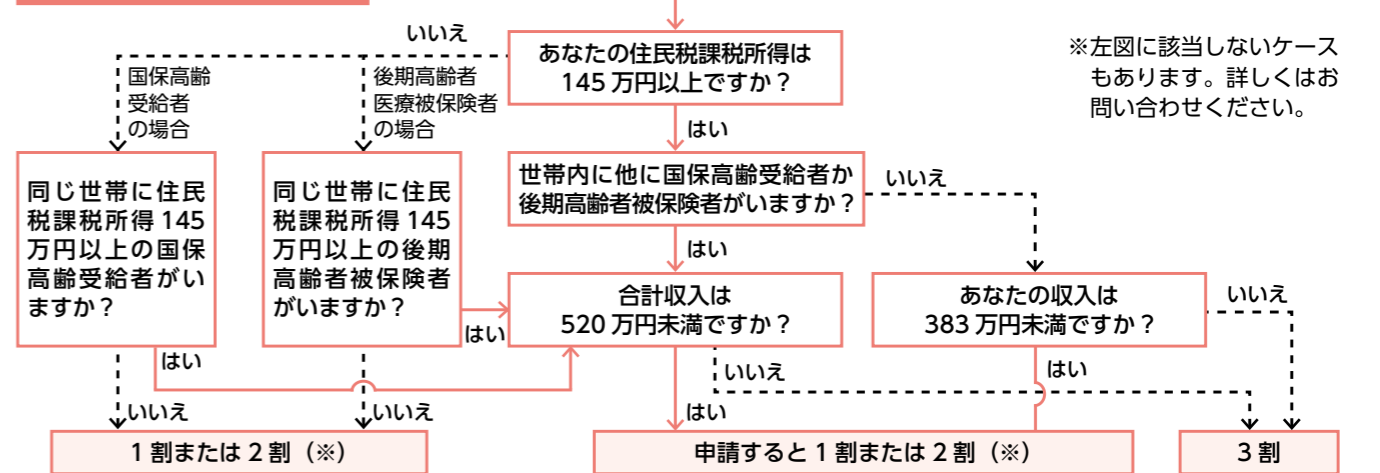
納付は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、年度の途中で加入した人や、特別徴収の要件に該当しない人は、納付書または口座振替で納付してください。

これまで国保税を口座振替していた場合でも、後期高齢者医療保険料の口座振替は自動的に継続されませんので、改めて口座振替の申し込みが必要になります。

納付について困ったときは

保険料の未納が続くと短期被保険者証の交付、後期高齢者医療制度の給付の差し止めや、財産処分を受ける場合があります。やむを得ない事情により、納期ごとに納付することが困難な場合には、分割で納付できる場合もありますので、お早めに納付相談にお越しください。

負担割合の判定チャート



※左図に該当しないケースもあります。詳しくはお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度の場合は1割、国民健康保険の場合は2割になります。